

議第 四 号

栃木県政務調査費の交付に関する条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条第一項及び栃木県議会議規則第十五条第一項の規定により提出します。

平成二十二年三月二十四日

提出者 栃木県議会議員

同	同	同	同	同	同	同	同
菅	山	花	五	相	山	野	神
谷	田	塚	十	馬	口	村	谷
文	美	隆		憲	恒	節	幸
利	子	志	清	一	夫	子	伸

栃木県議会議長 青木克明様

栃木県条例第 号

栃木県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

栃木県政務調査費の交付に関する条例（平成十三年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。

（収支報告書の修正等）

第九条の二 会派の代表者は、前条第一項又は第二項の規定により提出した収支報告書及び証拠書類の写しに訂正があるときは、収支報告書等修正届を議長に提出して修正しなければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の規定による収支報告書の修正の場合について準用する。

第十条中「前条第一項又は」を「第九条第一項若しくは」に改め、「提出」の下に「又は前条第一項の規定による収支報告書等修正届の提出」を加える。

第十二条の見出し中「及び閲覧」を「、閲覧及び写しの交付」に改め、同条第一項中「写し」の下に「並びに第九条の二第一項の規定により提出された収支報告書等修正届（以下「収支報告書等」という。）を加え、「これ」を「当該収支報告書及び証拠書類の写し」に改め、同条第二項中「収支報告書及び証拠書類の写し」を「収支報告書等」に改め、「閲覧」の下に「又は写しの交付」を加え、同条第三項中「前項」を「第二項」に、「閲覧に供する」を「当該収支報告書等を閲覧に供し、又はその写しを交付する」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定による収支報告書等の閲覧又は写しの交付の請求は、当該収支報告書及び証拠書類の写しを提出すべき期間の末日（収支報告書等修正届の閲覧又は写しの交付の請求にあつては、当該収支報告書等修正届が議長に提出された日）の翌日から起算して三十日を経過する日の翌日からすることができる。

第十二条の次に次の一条を加える。

(費用負担)

第十二条の二 前条第四項の規定により収支報告書等の写しの交付を受ける者は、当該交付に要する費用を負担しなければならない。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。